

## 議案第 5 4 号

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長      本    田    博    文

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年日出町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 1 0 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 1 1 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 2 4 号を第 2 9 号とし、第 1 8 号から第 2 3 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 1 7 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 2 2 号とし、同条中第 1 6 号を第 2 1 号とし、第 1 5 号を第 2 0 号とし、同条第 1 4 号中「第 1 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 0 項第 5 号」に改め、同号を同条第 1 9 号とし、同条第 1 3 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 1 8 号とし、同条中第 1 2 号を第

17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第7条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第15条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第8条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第10条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、

教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 1 1 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 1 2 条及び第 1 3 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 1 4 条の見出し中「特定教育・保育」を「教育・保育」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第 2 1 条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第 2 7 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 2 8 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者についての法第 2 7 条第 3 項第 2 号に掲げる額」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 2 8 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第 3

号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第15条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。」を「をいう。」に、「及び第21条」を「、第21条、第37条第3項及び第38条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第22条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第15条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第23条第1項及び第2項ただし書、第26条（見出しを含む。）、第27条並びに第28条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第29条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改

める。

第32条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第34条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第37条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第15条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第38条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第15条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同

項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第 15 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第 39 条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「小規模保育事業 A 型をいう。」を「小規模保育事業 A 型をいう。第 44 条第 3 項第 1 号において同じ。」に、「同条」を「同条例第 29 条」に、「小規模保育事業 B 型をいう。」を「小規模保育事業 B 型をいう。第 44 条第 3 項第 1 号において同じ。」に、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第 4 条」を「附則第 3 条」に改め、同条第 2 項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 42 条」を「日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 44 条」に改める。

第 40 条第 1 項中「利用者負担」を「第 45 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 41 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満 3 歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第44条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第39条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第39条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第44条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。



(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第45条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び52条において準用する第16条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が

現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第48条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第45条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第49条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第51条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第16条第1項」を「第13条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第14条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第16条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に、「及び第21条において同じ。)」を「、第21条、第37条第3項及び第38条第3項」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「をいう」に、「準用する第

21条において同じ。)」を「準用する第21条」と、同条第2項中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第21条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第53条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第41条第2項及び第42条第2項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第42条第2項を除き、前条において準用する第10条から第16条まで（第12条及び第15条を除く。次条第3項において同じ。）、第19条から第21条まで及び第25条から第35条までを含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第41条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第54条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第15条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第54条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第15条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第21条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附

則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

附則第 5 条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5 年」を「10 年」に改め、同条を附則第 4 条とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

#### 理 由

国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。